

## 徳島県企業局訓令第4号

局 中 一 般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第5号）の一部を次のように改める。

別表第一第三十号の3及び4中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同号に次のように加える。

5 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号及び第二号の規定により採用されたものをいう。）の給与の決定

別表第一第三十三号の13中「臨時的に任用される職員及び」を削る。

別表第三の三第一号中「通勤手当」の下に「（会計年度任用職員の通勤手当及び通勤手当に相当する給料を含む。）」を加え、同表第三号中「旅費」の下に「（会計年度任用職員の旅費及び旅費に相当する経費を含む。）」を加え、同表第四号中「報酬及び賃金」を「パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号の規定により採用されたものをいう。）の給料」に改める。

### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。